

令和7年度 豊岡市立小野小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月更新

1 いじめの定義

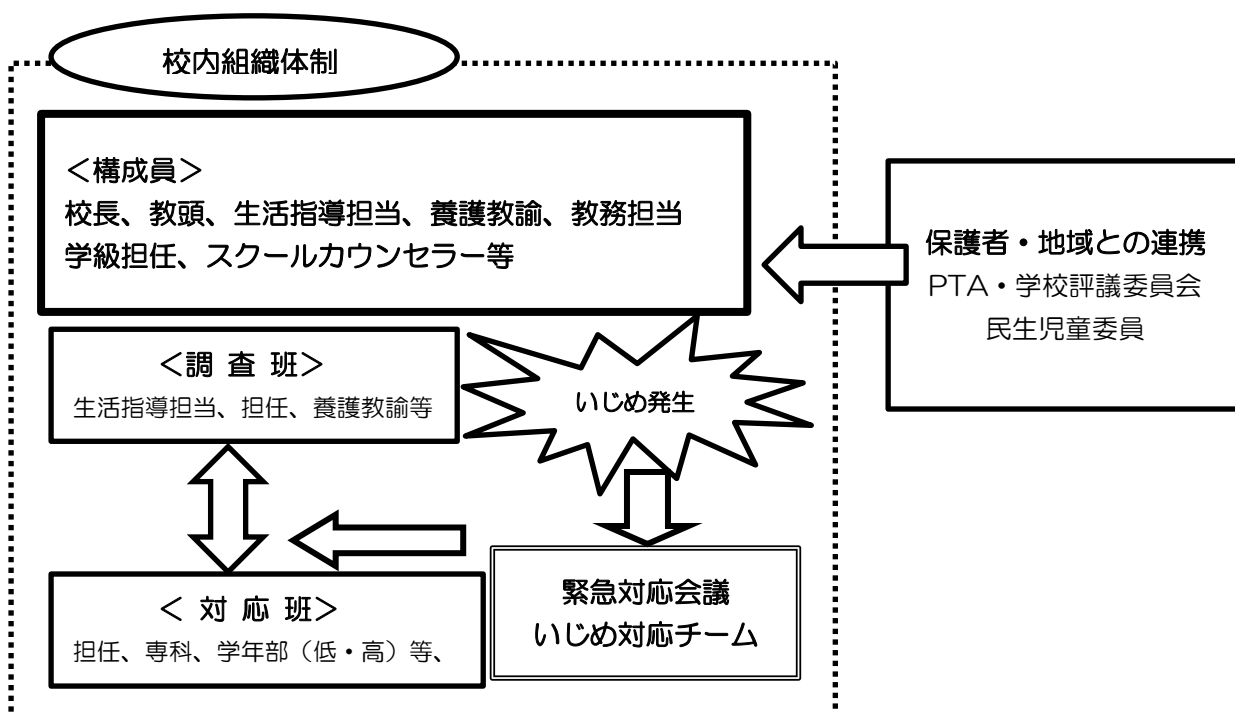
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

- いじめ対応チームは、校長、教頭、生活指導委員会を中心に、各担任、養護教諭、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。



※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査や対応を行い、全職員で対応・支援する。

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え

本校の児童は、全体的に穏やかで、みんなで仲良く過ごそうとするよい面を持っている。毎日の登校や縦割り班活動では、上級生が下級生をリードしながら活動する姿が見られる。一方で、困難なことに立ち向かおうとする力の弱さや、友達とのコミュニケーションのとり方が分からなかったり、間違えたりするなど仲間づくりに関する課題が見られる。

指導にあたっては、教職員間の共通理解と協力体制のもと、人間的なふれあいを通して心のきずなを深め、相手のことを考え行動できるように児童の生活や生き方を支えていく。また、分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。更に、児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育の充実を図る。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりに取り組む。更に、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの未然防止等のための対策を行う。

（2）研修の充実

- いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解をする。校内研修で、いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。
 - ・職員研修では、生活指導の情報交換、共通認識及び情報モラル研修の時間を設定する。
- 実践的な態度を養う道德・人権教育を推進する。

（3）児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・家族の一員として、家の仕事を日常的に行う。
 - ・自分の目標を持ち、チャレンジしていく。
 - ・生活点検（にこにこ週間）を学期はじめに行う。
- 人とつながる喜びを味わう体験活動を充実する。
- 一人一人を生かす集団を形成しふさわしい人間関係を形成する。
 - ・学級づくりの交流会を行う。
 - ・生活アンケートを実施し（毎月1回実施）、職員会議で児童の様子について情報交換をする。
 - ・子どもの心を理解する強化月間（5、9、2月）
 - ・たてわり班活動

(4) 地域や家庭、関連機関との連携

- 課題を明らかにし、家庭・地域・関係機関との連携を密にし、指導の充実を図る。その際、学校・家庭・関係機関が何を指導するかを明確にして取り組む。
- ・学級懇談会、個別懇談会、家庭訪問
- ・「学習の手引き」をもとにした家庭学習の習慣化を図る。
- ・保護者向け研修（情報モラル等）

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。発見が遅れると、いじめの内容が陰湿化しやすく、さらにいじめの巧妙化や擬装化が進み、深刻な状態となり解決しにくい状況になることもある。そのため、いっそう発見が遅れがちとなる。事態が軽微なときに、問題解決に向け適切かつ迅速に対応する。

いじめの早期発見は、子どもの不安や悩みを迅速に受け止め、早期の解決を目指すことにより、該当児童を安心させることができる。

教職員や保護者が子どもとの触れ合いの時間を大切にするとともに、いじめのチェックリストをもとに日常的な観察を行うことが重要である。また、子どもの発する言動等の変化をいち早く把握し、不安や悩みを早急に受け止めることが子どもたちの変容を見抜くのに有効であり、いじめの早期発見につながる。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 教職員が、いじめに気づく力を高める。
 - ・教室の落書きや隣と机をあける行為など、どんな些細な変化でも、子どもの心や人間関係の現れと結び付けて考えてみるができる教師の鋭い感覚が、いじめの早期発見につながる。
 - ・いじめは、表面化しにくいこともあることから、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という基本認識を全教職員で共有化を図る。また、いじめの訴えや相談があった場合は、どんな些細なことでも真摯に受け止め、すみやかに教職員相互で情報を共有化する。
 - ・いじめのサインを受け止めるための「チェックリスト」を活用し、教師自身が、いじめを見抜く感性を鋭くしていく。また、定期的、継続的なチェックの実施とその結果分析に基づき、計画的に問題の解消に取り組む。
- ② 子どもたちを共感的に理解する。
 - ・アセスを年に3回実施し、生活アンケート（いじめに関するアンケート）等の調査や、その結果について面談を行い、児童の状況を把握するなど、種々の検査などを通して客観的理解に努める。
 - ・作文ノートや連絡帳の活用により、児童個々の理解に努める。
 - ・児童の話に傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決にむけて粘り強く対応する。
 - ・いじめる側やその周囲の子どもが発するサインにも注意する。

- ③ 情報を受け止める教育相談体制や指導体制の整備と充実を図る。
- ・子どもや保護者からの相談や他の子どもやその保護者、地域住民や保護者等との対話を通して、一人一人の子どもの状況をきめ細かに把握する体制を整備する。
(保護者懇談会や児童民生委員などとの連携、PTA活動の積極的な活用等)
 - ・養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を図るなど、子どもの悩みを積極的に受け止める教育相談体制の充実を図る。子どもが心のよりどころにすることができる場所や窓口を複数設置し、子どもからの SOS の信号を逃さずキャッチできるようにする。
- ④ 教師がいじめの態様について知っておく。

《 分 類 》	《 抵触する可能性のある刑罰 》
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	→脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法令には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	→暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	→暴行、傷害
オ 金品をたかられる	→恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	→窃盗、器物損壊等
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	→強要、不同意わいせつ(強制わいせつ)
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる	→脅迫、名誉毀損、侮辱
※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要があります。	
ケ ハサミやカッター等の刃物で切りつけてけがをさせる	→傷害
コ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る	→不同意わいせつ(強制わいせつ)
サ 危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させる	→恐喝
シ 靴や体操服、教科書等の所持品や財布から現金を盗む	→窃盗
ス 度胸試しやゲームと称し、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる	→強要
セ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す	→脅迫
ソ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて悪口を書く	→名誉棄損、侮辱
タ 同級生に「死ね」と言ってそそのかし、同級生が決意して自殺した	→自殺関与
チ 自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示して写真等を送らせたり、その画像を友達に転送したり、転送されたものを保存したりした	→児童ポルノ提供等
ツ 元交際相手の性的な写真や動画をインターネット上に公表する	→私事性的画像記録提供

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |
| ☐ 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしな | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

5 いじめへの対応（発見したいじめに対する取組）

（１）基本的な考え方

いじめの兆候及び事実を確認した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を取る。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、全職員で組織的に対応する。また、再発防止のために実践計画を立て、継続的に見守る。

児童生徒に深くかわかり、人間的成長につながる指導を行う。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ対応チーム（生活指導委員会）を招集する。

いじめられた子ども、知らせた子どもを全職員で徹底して守る。

見守る体制を作る。（登下校も含む）

① 正確な事実把握

- ・当事者双方、まわりの子どもから聞き取り、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、全体像を把握する。

把握すべき事例

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ・誰が誰をいじめているのか | 【加害者と被害者の確認】 |
| ・いつ、どこで起こったのか | 【時間と場所の確認】 |
| ・どんな内容のいじめか、どんな被害をうけたのか | 【内容】 |
| ・いじめのきっかけは何か | 【背景と要因】 |
| ・いつ頃から、どのくらい続いているのか | 【期間】 |

② 指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

③ 子どもへの指導と保護者との連携

（子どもへの指導）

- ・いじめられた子、知らせた子を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識を持たせる。

（保護者との連携）

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

④ 今後の対応

- ・継続的な指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

① 児童に対して

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・必ず解決することを知らせ、希望を持たせる。
- ・自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高める。

② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問し、事実を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の不安な気持ちに共感し、思いを受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取り、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも連絡・相談するよう伝える。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

① 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況・理由などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向けて指導する。
- ・孤立感や疎外感を与えないよう配慮しながら、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることを認識させる。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図る思いを伝える。
- ・いじめは決して許されない行為であるという毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

※いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を示す。
- ・直接いじめなくても、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることはいじめであるということを理解させる。
- ・いじめを知らせることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導し、必ず守り抜くことを知らせる。
- ・いじめに関する報道や体験事例等をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

※いじめが解決したと見られる場合でも、教育相談、日記などで積極的に関わり、継続的な指導を行うこと。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録する。
- ・書き込みをプリントアウトしておく。
- ・デジタルカメラなどで撮影しておく。

② 削除依頼

- ・掲示板の管理人に削除を依頼する。
- ・管理人と連絡が取れない場合や削除されない場合はプロバイダに削除を依頼する。
- ・それでも削除されない場合は①削除依頼メールの再確認②警察に相談③法務局、地方法務局に相談する。

③ 削除確認後児童、保護者等へ説明する。

(児童に対しての指導内容)

- ・発信した情報は多くの人に一瞬で広まり、簡単には回収できないこと。
- ・匿名での書き込みも、必ず特定できること。
- ・人権侵害や犯罪など、悪質な場合は警察に検挙されること。

(保護者に対しての依頼内容)

- ・子どもの携帯やパソコンの使用実態把握。
- ・フィルタリングなど、安全性の確保。
- ・子どもとの使用上のルール作り。
- ・ネット上で数々のトラブル・事件があること。
- ・子どもの小さな変化も見逃さず、些細なことでも躊躇することなく学校に相談すること。

④ インターネットの使用状況の把握のためのアンケート実施

- ・全児童と保護者に向けて隔年に行う。
- ・担任・生活指導部で集約し、児童の生活指導に役立てる。
- ・アンケートは学校保管とする。

(7) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・県教委、市教委へ速やかに報告し、指導助言を受ける。
- ・必要な場合は学校問題サポートチーム等を要請する。

② 警察との連携

- ・いじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる場合、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談する。

③ 地域との連携

- ・いじめた児童の家庭環境等に要因が考えられる場合は、PTAや学校運営協議会、民生児童委員等に協力を要請する。

平成29年3月31日 改正
 平成30年3月30日 一部改正
 平成31年4月 2日 一部改正
 令和 2年4月 1日 一部改正
 令和 3年5月31日 一部改正
 令和 5年4月 6日 一部改正
 令和 7年4月 2日 一部改正